

保険料・免除（1）：11分

1. 国民年金の保険料（法第87条）
 2. 国民年金の保険料の納付義務（法第88条、第94条の6）
 3. 国民年金の保険料の納期限と滞納処分
（法第91条、第95条、第96条、第109条の4、第109条の10）
 4. 国民年金の保険料の納付方法（法第92条）
 5. 公的年金の財政の仕組み
 6. 基礎年金拠出金・国庫負担（法第94条の2、第94条の3）
- ※ 確認問題

■ 講義中の法令、略令の一例 ■

・法第87条 ……………国民年金法第87条

国民年金の保険料①（法第87条）

（法第87条）の
各年度の保険料額

月単位

×

保険料改定率

前年度の保険料改定率×
物価変動率×実質賃金変動率

=

毎年度の保険料額

翌年度の保険料額

厚生労働省が毎年発表

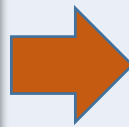
1月末頃



国民年金の保険料②（法第87条）

国民年金

負担の公平性や保険料
徴収の実務などを考慮



保険料は定額

翌年度の保険料額

厚生労働省が毎年発表

1月末頃

法第87条に規定されている保険料は、毎年改定されますので、
詳細は厚生労働省または日本年金機構のHP（正確には官報）によりご確認ください。

国民年金の保険料の納付義務（法第88条、第94条の6）

第88条 被保険者は、保険料を納付しなければならない。

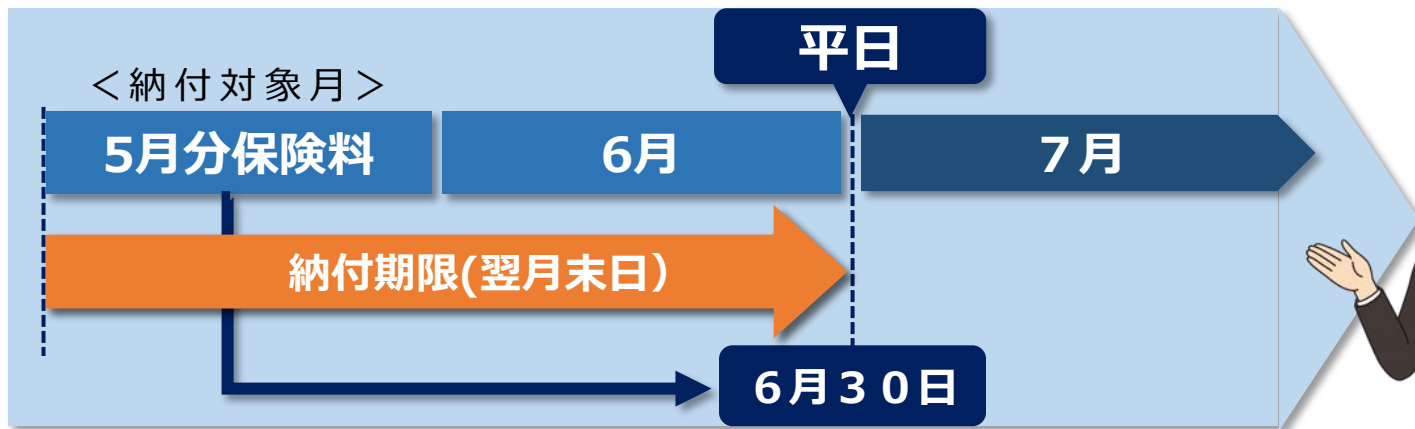
2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 配偶者の一方は、被保険者たる他方の保険料を連帯して納付する義務を負う。

職業	加入制度	保険料
自営業者、農業者、学生など （20歳以上60歳未満で下記以外の人）	国民年金 【第1号被保険者】	被保険者が保険料を納付する。 被保険者本人だけでなく世帯主・配偶者も連帯して納付する義務がある。
厚生年金適用事業所に雇用される70歳未満の人（会社員・公務員・私立学校教職員など）	国民年金 【第2号被保険者】	厚生年金 共済年金 労使折半。
専業主婦（夫）など（被用者の配偶者であって扶養されている人）	国民年金 【第3号被保険者】	保険料負担の必要はない。（配偶者が加入する被用者年金制度が負担）

国民年金の保険料の納期限と滞納処分

(法第91条、第95条、第96条、第109条の4、第109条の10)



翌月末日の納付期限までに

↓ 納付をしなかったら...

は期限を指定して督促することができます。

厚生労働大臣

財産の差押え等

延滞金

国民年金の保険料の納付方法（法第92条）

日本年金機構

納付書



第1号被保険者の納付

納付方法



金融機関・
コンビニエンスストア
等の窓口で納付



口座振替
(自動引落とし)



クレジットカード
納付



電子納付
(ペイジー：Pay-easy)

納付期限は翌月末日ですが、当月末引落としにすることによって
年間600円得します！



公的年金の財政の仕組み

財政方式

賦課方式

少子高齢化などの人口変動による影響を受けやすい

積立方式

物価・賃金、運用利回りなどの変動による影響を受けやすい

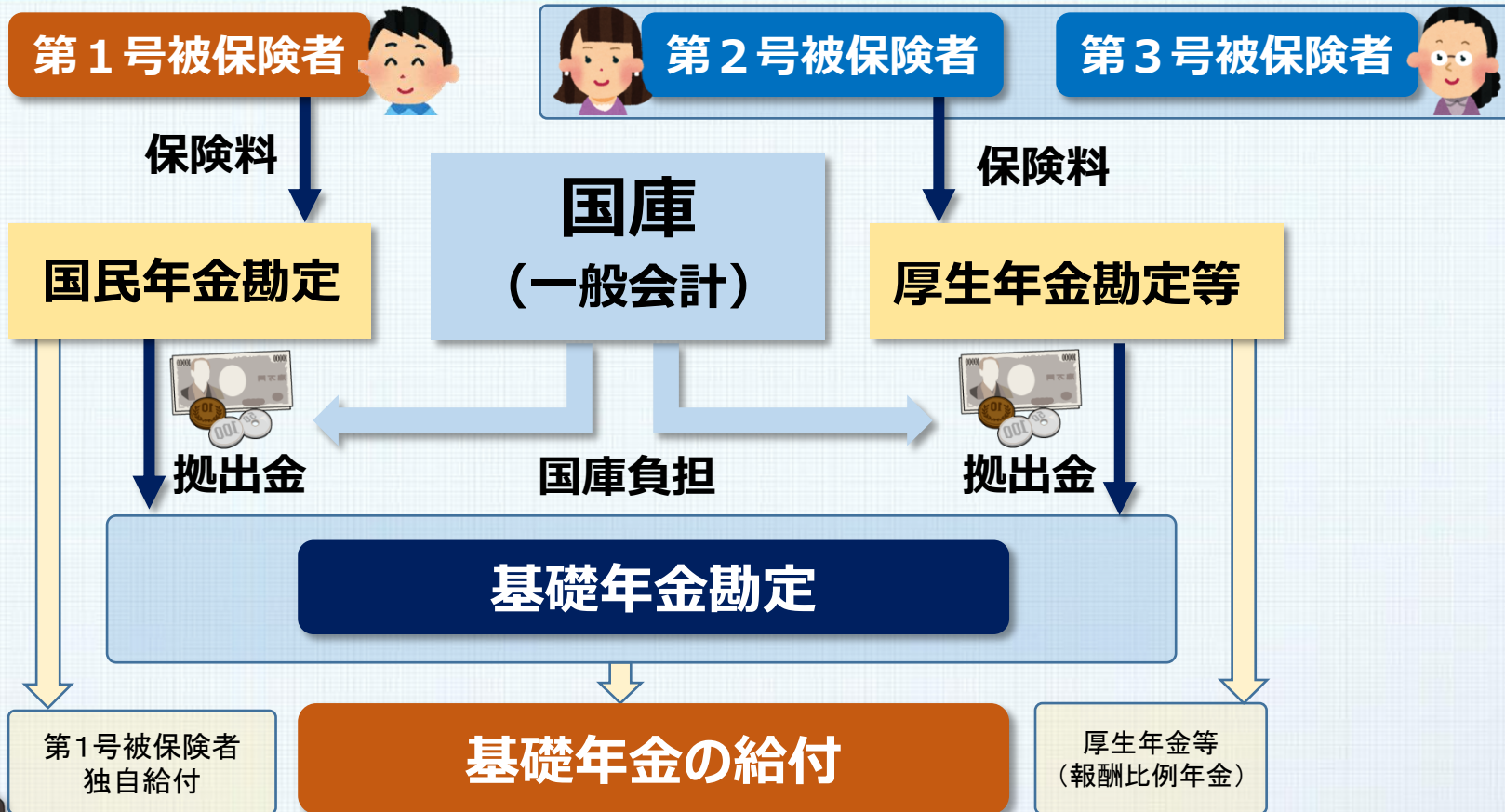
日本の公的年金制度

長期にわたり生活の保障という役割を果たす制度

賦課方式を基本としつつ、積立金保有による運用収益活用



基礎年金拠出金・国庫負担 (法第94条の2、第94条の3)



確認問題

問題 1

世帯主は、その世帯に属する被保険者の国民年金の保険料を連帯して納付する義務は一切ない。

解答



(法第 88 条第 2 項)

世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務があります。

問題 2

政府は、第 1 号被保険者と任意加入被保険者から国民年金の保険料を徴収するが、第 2 号被保険者及び第 3 号被保険者から国民年金の保険料を徴収していない。

解答



(法第 94 条の 6)

